

2026 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名： ナイス株式会社
代表者名： 取締役社長 津戸 裕徳
(コード番号：8089 東証スタンダード)
問合せ先： 取締役管理本部長 上野 尚哉
(電話：045-521-6111)

株式会社山大（証券コード：7426）に対する 公開買付けに係る公開買付期間延長のお知らせ

ナイス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社山大（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、証券コード：7426、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象とした金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年 6 月 2 日より開始しておりますが、本日、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2026 年 7 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 40 営業日とする旨を決定いたしました。

これに伴い、2026 年 6 月 1 日付「株式会社山大（証券コード：7426）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026 年 6 月 2 日（火曜日）から 2026 年 7 月 <u>13</u> 日（ <u>月</u> 曜日）まで (<u>30</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 601 円
買付予定数の下限	402,600 (株) (注)
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	賛同及び応募推奨

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026 年 6 月 2 日（火曜日）から 2026 年 7 月 <u>28</u> 日（ <u>火</u> 曜日）まで

	(40 営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 601 円
買付予定数の下限	402, 600 (株) (注)
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	賛同及び応募推奨

<後略>

2. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(変更前)

<前略>

対象者が本日付で公表した「ナイス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細につきましては、対象者プレスリリース並びに下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

対象者が 2026 年 6 月 1 日付で公表した「ナイス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026 年 6 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細につきましては、対象者プレスリリース並びに下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026 年 6 月 2 日から本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、2026 年 7 月 13 日、公開買付期間 (以下に定義します。)を 2026 年 7 月 28 日まで延長し、合計 40 営業日とすることを決定いたしました。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

対象者及び公開買付者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護

条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の30営業日としております。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

（変更後）

対象者及び公開買付者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の40営業日としております。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

（4）公開買付け後の組織再編等の方針

② 株式併合

（変更前）

公開買付者は、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実行後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2026年9月上旬頃の開催を予定しております。

<後略>

（変更後）

公開買付者は、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実行後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2026年9月下旬頃の開催を予定しております。

<後略>

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(2) 日程等

② 買付け等の期間

(変更前)

2026 年 6 月 2 日 (火曜日) から 2026 年 7 月 13 日 (月曜日) まで (30 営業日)

(変更後)

2026 年 6 月 2 日 (火曜日) から 2026 年 7 月 28 日 (火曜日) まで (40 営業日)

(7) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2026 年 7 月 21 日 (火曜日)

(変更後)

2026 年 8 月 4 日 (火曜日)

以 上